

協議第 19 号

健康福祉関係事業について（その 1）

健康福祉関係事業について承認を求める。

平成 21 年 2 月 16 日 提出

熊本市・植木町合併協議会会長 幸 山 政 史

健康福祉関係事業について

- 1 健康福祉関係事業のうち国保料(税)率等について、合併年度の次年度から 5 年間の負担調整期間を設け、段階的に熊本市の水準に近づけることとする。徴収方式については、合併年度の次年度から熊本市の例に統一する。
- 2 健康福祉関係事業のうち食生活改善事業について、熊本市の例に統一する。ただし、植木町のみで実施している保育園等巡回栄養教室については、現行のとおり継続する。
- 3 健康福祉関係事業のうち火葬場について、植木町の火葬場については現行のとおり継続し、使用料については熊本市の例に統一する。
- 4 健康福祉関係事業のうち緊急通報体制等整備事業について、熊本市の例に統一する。ただし、合併前に植木町制度を利用している方については、5 年間継続する。
- 5 健康福祉関係事業のうち障がい者社会参加促進事業について、熊本市の例に統一する。

平成 年 月 日

原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議協議項目一覧(19 健康福祉関係事業)

協議番号	協 議 項 目	部会名	提 案	承認・継続	備 考
国民健康保険事業の取扱い					
1	国保料(税)率等	健康福祉部会	第3回		
保健衛生事業の取扱い					
1	食生活改善事業	健康福祉部会	第3回		
2	火葬場	健康福祉部会	第3回		
各種福祉制度の取扱い					
1	緊急通報体制等整備事業	健康福祉部会	第3回		
2	障がい者社会参加促進事業	健康福祉部会	第3回		
国民健康保険事業の取扱い					
1	国保健康づくり事業	健康福祉部会	事務局		
2	国民健康保険届出	健康福祉部会	事務局		
3	レセプト点検	健康福祉部会	事務局		
4	給付内容	健康福祉部会	事務局		
5	国保運営協議会	健康福祉部会	事務局		
6	(特)国民健康保険制度円滑化事業	健康福祉部会	事務局		
7	保険料収納員経費	健康福祉部会	事務局		
8	口座振替制度	健康福祉部会	事務局		
9	国民健康保険会	健康福祉部会	事務局		
10	納付証明等発行(国保)	健康福祉部会	事務局		
11	広域化等支援基金	健康福祉部会	事務局		
介護保険事業の取扱い					
1	介護サービス事業所	健康福祉部会	事務局		
2	介護認定調査	健康福祉部会	事務局		
3	介護保険事業計画	健康福祉部会	事務局		
4	介護保険事業状況報告	健康福祉部会	事務局		
5	介護保険推進委員会	健康福祉部会	事務局		
6	介護保険全般・財政安定化基金	健康福祉部会	事務局		
7	介護保険全般・条例・施行規則等	健康福祉部会	事務局		
8	介護保険料	健康福祉部会	次回以降		
9	介護保険料減免	健康福祉部会	事務局		
10	家族介護者教室開催	健康福祉部会	事務局		
11	旧措置入所者	健康福祉部会	事務局		
12	地域包括支援センター運営協議会	健康福祉部会	事務局		
13	地域密着型サービス運営委員会	健康福祉部会	事務局		
14	高額介護サービス	健康福祉部会	事務局		
15	高齢者介護用品支給事業	健康福祉部会	次回以降		
16	社福減免	健康福祉部会	事務局		
17	住宅改修理由書	健康福祉部会	事務局		
18	生活管理指導短期宿泊事業	健康福祉部会	事務局		
19	地域包括支援センター	健康福祉部会	次回以降		
20	地域密着型サービスの指定事務	健康福祉部会	事務局		
21	地域密着型サービスの指導監督事務	健康福祉部会	事務局		
22	通所型介護予防事業	健康福祉部会	事務局		
23	被保険者全般	健康福祉部会	事務局		
24	標準負担限度額減額	健康福祉部会	事務局		
25	福祉用具・住宅改修	健康福祉部会	事務局		
26	訪問介護利用者負担金減額	健康福祉部会	事務局		
27	訪問型介護予防事業	健康福祉部会	事務局		

28	保険料徴収	健康福祉部会	事務局		
29	家族介護者リフレッシュ事業	健康福祉部会	事務局		
30	高齢者ケア付住宅生活援助員派遣事業	健康福祉部会	事務局		
31	成年後見人等利用支援事業	健康福祉部会	事務局		
32	認知症高齢者等支援事業	健康福祉部会	事務局		
33	納付証明等発行(介護)	健康福祉部会	事務局		
34	障害者控除対象者認定書発行(要介護認定者)	健康福祉部会	事務局		
35	特定高齢者把握事業	健康福祉部会	事務局		
36	サロンリーダー養成事業	健康福祉部会	事務局		
37	ふれあいいきいきサロン事業	健康福祉部会	次回以降		
38	介護予防サポーター養成事業	健康福祉部会	事務局		
39	介護予防啓発事業(いきいき教室)	健康福祉部会	事務局		
40	食の自立支援事業	健康福祉部会	事務局		
41	特定高齢者把握 介護予防啓発事業	健康福祉部会	事務局		
42	要援護者への支援体制の構築	健康福祉部会	事務局		
消防防災の取扱い					
1	災害備蓄	健康福祉部会	事務局		
保健衛生事業の取扱い					
1	害虫駆除等公衆衛生	健康福祉部会	事務局		
2	インフルエンザ予防接種	健康福祉部会	事務局		
3	結核健診	健康福祉部会	事務局		
4	個別予防接種	健康福祉部会	事務局		
5	集団予防接種	健康福祉部会	事務局		
6	胃がん検診	健康福祉部会	事務局		
7	健康増進法に基づく健康診査	健康福祉部会	事務局		
8	健康教育	健康福祉部会	事務局		
9	健康相談	健康福祉部会	事務局		
10	健康づくり(推進員)事業	健康福祉部会	事務局		
11	健康づくり推進協議会	健康福祉部会	事務局		
12	健康手帳の交付	健康福祉部会	事務局		
13	健康まつり	健康福祉部会	事務局		
14	歯科保健推進事業	健康福祉部会	事務局		
15	子宮がん検診	健康福祉部会	事務局		
16	女性健康サポート事業	健康福祉部会	事務局		
17	大腸がん検診	健康福祉部会	事務局		
18	乳がん検診	健康福祉部会	事務局		
19	肺がん検診	健康福祉部会	事務局		
20	予防接種健康被害調査委員会	健康福祉部会	事務局		
21	医師等への謝礼金	健康福祉部会	事務局		
22	保健福祉センター	健康福祉部会	事務局		
23	保健福祉情報システム総合化	健康福祉部会	事務局		
24	食品衛生協会補助金	健康福祉部会	事務局		
25	献血推進協議会補助金	健康福祉部会	事務局		
26	在宅当番医制度	健康福祉部会	事務局		
27	食の安全安心・食育推進事業	健康福祉部会	事務局		
28	犬の登録及び狂犬病予防	健康福祉部会	事務局		
29	総合健診	健康福祉部会	次回以降		
30	鳥獣飼養登録手数料	健康福祉部会	事務局		
31	野生鳥獣対策	健康福祉部会	事務局		
32	狂犬病予防法関係手数料	健康福祉部会	事務局		
33	腹部超音波検診	健康福祉部会	次回以降		
34	健康福祉センター「かがやき館」管理運営事業	健康福祉部会	事務局		

35	訪問指導	健康福祉部会	事務局		
各種福祉制度の取扱い					
1	生きがい推進事業	健康福祉部会	事務局		
2	介護予防施設運営委託	健康福祉部会	事務局		
3	熊本市老人憩の家	健康福祉部会	事務局		
4	敬老祝品支給等	健康福祉部会	事務局		
5	敬老の集い	健康福祉部会	事務局		
6	高齢者技能習得センター運営委託	健康福祉部会	事務局		
7	高齢者住宅改費造助成事業	健康福祉部会	事務局		
8	高齢者福祉施設運営支援事業	健康福祉部会	事務局		
9	社会福祉施設整備費助成事業(老人)	健康福祉部会	事務局		
10	住宅改造居宅介護支援員派遣事業	健康福祉部会	事務局		
11	シルバー人材センター補助金	健康福祉部会	事務局		
12	生活管理指導員派遣事業	健康福祉部会	事務局		
13	ひとり暮らし高齢者訪問事業	健康福祉部会	事務局		
14	ふれあい&ヘルプ事業	健康福祉部会	事務局		
15	無料寝具乾燥事業	健康福祉部会	事務局		
16	養護老人ホーム措置費	健康福祉部会	事務局		
17	養護老人ホーム入所判定会	健康福祉部会	事務局		
18	老人クラブ補助金	健康福祉部会	事務局		
19	老人日常生活用具給付等事業	健康福祉部会	事務局		
20	老人福祉センター等運営	健康福祉部会	事務局		
21	公立知的障がい者福祉施設管理運営事業	健康福祉部会	事務局		
22	障がい児支援事業	健康福祉部会	事務局		
23	障がい者ケアマネジメント	健康福祉部会	事務局		
24	障がい者住宅改造助成事業	健康福祉部会	事務局		
25	障がい者福祉センター運営事業	健康福祉部会	事務局		
26	障がい者プラン	健康福祉部会	事務局		
27	社会福祉施設整備費助成事業	健康福祉部会	事務局		
28	重症心身障がい児(者)通園事業	健康福祉部会	事務局		
29	重度障がい者支援事業	健康福祉部会	事務局		
30	重度心身障がい者医療費助成	健康福祉部会	事務局		
31	重度身体障がい(児)者日常生活用具給付事業	健康福祉部会	事務局		
32	自立支援医療(更生医療)	健康福祉部会	事務局		
33	自立支援給付(介護給付)	健康福祉部会	事務局		
34	自立支援給付(訓練等給付)	健康福祉部会	事務局		
35	心身障がい者通所援護事業補助金	健康福祉部会	事務局		
36	心身障がい者扶養共済制度	健康福祉部会	事務局		
37	身体障がい者在宅生活支援事業	健康福祉部会	事務局		
38	身体障がい者自立支援事業	健康福祉部会	事務局		
39	身体障がい者相談・指導事業	健康福祉部会	事務局		
40	身体障がい者福祉施設運営支援事業	健康福祉部会	事務局		
41	精神障がい者支援事業	健康福祉部会	事務局		
42	精神保健対策事業	健康福祉部会	事務局		
43	精神保健対策事業(団体助成)	健康福祉部会	事務局		
44	地域生活支援事業	健康福祉部会	事務局		
45	知的障がい者自立支援事業	健康福祉部会	事務局		
46	知的障がい者相談・指導事業	健康福祉部会	事務局		
47	知的障がい者福祉施設運営支援事業	健康福祉部会	事務局		
48	夏休み障がい児・家族支援事業	健康福祉部会	事務局		
49	補装具給付事業	健康福祉部会	事務局		
50	利用負担にかかる配慮措置事業	健康福祉部会	事務局		
51	熊本市優待証	健康福祉部会	事務局		
52	災害弔慰金等	健康福祉部会	事務局		
53	災害見舞金等	健康福祉部会	事務局		
54	社会福祉協議会補助金	健康福祉部会	次回以降		

55	戦没者追悼式	健康福祉部会	事務局		
56	地域福祉計画	健康福祉部会	事務局		
57	民生委員・児童委員協議会	健康福祉部会	事務局		
58	行旅死亡人及び変死者の死体処理	健康福祉部会	事務局		
59	生活保護事業	健康福祉部会	事務局		
60	生活保護嘱託医	健康福祉部会	事務局		
61	地域福祉基金助成事業	健康福祉部会	事務局		
62	金婚表彰	健康福祉部会	事務局		
63	特定健康診査・特定保健指導等	健康福祉部会	事務局		
上水道事業の取扱い					
1	飲用井戸水質検査補助金	健康福祉部会	事務局		
2	飲用井戸水除去器設置補助金	健康福祉部会	事務局		
病院事業の取扱い					
1	診療体制	健康福祉部会	次回以降		
2	医師の応援派遣体制の連携強化	健康福祉部会	次回以降		
3	病院設置条例・規則関連	健康福祉部会	事務局		
4	病院施設等の使用料・手数料	健康福祉部会	事務局		
5	公営企業法全部適用について	健康福祉部会	事務局		
6	財務に関する特例を定める規則	健康福祉部会	事務局		
7	診療材料及び消耗品(SPD供給システム)	健康福祉部会	事務局		
その他の事業の取扱い					
1	国民年金に係る諸届	健康福祉部会	事務局		

事務事業調査票

作業部会名： 健康福祉部会

協議項目	国民健康保険事業	小項目名	1 国保料(税)率等
------	----------	------	------------

協 議 内 容	保険料算定において、低所得者層で植木町が高くなるため調整が必要
合併協議会 協議結果 (調 整 方 針)	国保料(税)率については、合併年度の次年度から5年間の負担調整期間を設け、段階的に熊本市の水準に近づけることとする。 徴収方式については、合併年度の次年度から熊本市の例に統一する。

制 度 比 較									
	熊 本 市					植 木 町			
市 町 別 内 容	1 平成 19 年度料率等					1 平成 19 年度税率等			
	区分	医療分	介護分			区分	医療分	介護分	
	・所得割	10.4/100	1.9/100			・所得割	8.80/100	1.10/100	
	・資産割	—	—			・資産割	—	—	
	・均等割	33,450 円	13,400 円			・均等割	25,000 円	11,000 円	
	・平等割	25,800 円	—			・平等割	30,000 円	—	
	・賦課限度額	56 万円	9 万円			・賦課限度額	56 万円	9 万円	
	2 平成 20 年度料率等					2 平成 20 年度税率等			
	区分	医療分	後期分	介護分		区分	医療分	後期分	介護分
	・所得割	8.3/100	2.1/100	1.9/100		・所得割	7.3/100	2.0/100	1.5/100
・均等割	26,450 円	7,000 円	13,400 円		・均等割	25,000 円	9,000 円	11,000 円	
・平等割	20,100 円	5,700 円	—		・平等割	30,000 円	—	—	
・賦課限度額	47 万円	12 万円	9 万円		・賦課限度額	47 万円	12 万円	9 万円	
	加入者数 241,273 人(132,339 世帯) (H19.12 末)					加入者数 13,517 人(6,165 世帯) (H19.12 末)			
	3 徴収の方式「料方式」					3 徴収の方式「税方式」			
	4 納期 6 月～翌 3 月 10 期 (H20 年度～)					4 納期 4 月～翌 1 月 10 期			
	平成 17 年度決算 18,650,643 千円					平成 17 年度決算 961,040 千円			
	平成 18 年度決算 20,088,421 千円					平成 18 年度決算 920,106 千円			
	平成 19 年度決算 20,321,123 千円					平成 19 年度決算 949,966 千円			
	平成 20 年度本算定(6/1)					平成 20 年度本算定(7/1)			
	・ 調定額 17,344,903,522 円(医療+支援+介護)					・ 調定額 913,594,300 円(医療+支援+介護)			
	・ 被保険者数 184,549 人					・ 被保険者数 10,232 人			
	・ 1 人あたり調定額 93,985 円					・ 1 人あたり調定額 89,288 円			
	参考 平成 19 年度収納率 88.19%(現年度分のみ)					参考 平成 19 年度収納率 93.23%(現年度分のみ)			
相 違 点 と 課 題	・国保料(税)率が、全体としては熊本市が高く設定されているが、所得及び家族構成によっては、植木町が高くなる場合もある。 ・徴収の方式は、熊本市は「料」、植木町は「税」								

熊本市・植木町合併問題調査研究会 事務事業調査票

作業部会名： 健康福祉部会

協議項目	保健衛生事業	小項目名	1 食生活改善事業
協議内容	事業内容や協議会組織の取扱いについて協議する。		
合併協議会協議結果(調整方針)	熊本市の例に統一する。 ただし、植木町のみで実施している保育園等巡回栄養教室については、現行のとおりに継続する。		

制 度 比 較		
	熊 本 市	植 木 町
市 町 別 内 容	1. 食生活改善推進員養成事業 ・実施：健康づくり推進室、5 保健福祉センター ・養成人員：各センター20 名程度×5 センター ・開催回数：6 回／年 ※調理実習(4 2 回/年) 修了証交付式(記念講演) 2. 食生活改善推進員地区組織活動支援 ・実施：健康づくり推進室、5 保健福祉センター ・全体研修会：2 回／年(講演、事例発表など) ・各所研修会 各所 7 回／年(調理実習、新人研修、スキルアップ研修、おやつ実習等) ・委託事業：すこやか食生活改善講習会 委託料 700,000 円 3. 熊本市食生活改善推進員協議会 ・会員数：562 人 ※富合町協議会(45 人)は平成21 年度から統合予定 ・組織：会長1、副会長2、理事7、監事2 保健福祉センターごとに5 支部で組織 ・市補助金：500,000 円 81 校区各1 回の伝達調理実習・講習会、 その他日食協・県協議会補助事業等 平成18 年度決算 2,656 千円 平成19 年度決算 2,654 千円 平成20 年度予算 2,224 千円	1. 食生活改善推進員養成事業(隔年実施) ・実施：健康福祉課 ・養成人員：20~30 名 ・開催回数：8 回／年程度(毎回、調理実習有) 修了者に修了証書及び食生活改善推進員証を交付 2. 食生活改善推進員地区組織活動支援 ・実施：健康福祉課 ・推進員学習会：6 回／年 講義、グループワーク、調理実習等 3. 植木町食生活改善推進員協議会 ・会員数：86 名 ・組織：会長1、副会長2、書記1、会計2、 理事11、監事2 ・町補助金：850,000 円 総会、理事会7 回／年、理事研修1 回／年、 推進員研修1 回／年、各校区及び地区毎に伝達 講習会開催(延45 回)、男性料理教室(5 回)、 老人会健康教室(15 回)、小中学校料理教室(4 回) 保育園等巡回栄養教室(9 回) 平成18 年度決算 989 千円 平成19 年度決算 921 千円 平成20 年度予算 921 千円
相 違 点 と 課 題	・事業自体の組み立てはほぼ同一であるが、事業内容(地区組織活動支援の実施状況)、事業実施方法、回数、補助金等に相違がある。	

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 健康福祉部会

協議項目	保健衛生事業	小項目名	2 火葬場
------	--------	------	-------

協議内容	火葬場使用料について
合併協議会協議結果 (調整方針)	植木町の火葬場については現行のとおりに継続し、使用料については熊本市の例に統一する。

制 度 比 較				
	熊 本 市		植 木 町	
市 町 別 内 容	熊本市斎場(直営)		植木町火葬場(直営)	
	・所在地 熊本市戸島町796		・所在地 植木町大字滴水628番地1	
	【使用料】		【使用料】	
	(火葬場)	市内 市外	(火葬場)	町内 町外
	12才以上(1体)	6,000円 36,000円	12歳以上(1体につき)	10,000円 20,000円
	12才未満(1体)	4,000円 24,000円	12歳未満(1体につき)	8,000円 16,000円
	死産児(1胎)	2,000円 12,000円	死産児(1体につき)	3,000円 6,000円
	改葬遺骨(1件)	2,000円 12,000円	改葬又は	
	その他(1個)	1,000円 6,000円	身体の一部(1棺につき)	5,000円 10,000円
	(待合室)		産汚物(1人1包につき)	2,500円 5,000円
	1回2時間以内	4,000円	※待合室は狭いため使用料は取れない。	
	(式場)		※ 火葬場条例	
	通夜 午後4時から翌日午前9時まで		火葬場の維持管理及び運営費	
		5,000円 30,000円		
	告別式 午前9時から午後3時まで		平成17年度決算 10,610千円	
	5,000円 30,000円	平成18年度決算 8,914千円		
通夜及び告別式 午後4時から翌日午前9時まで		平成19年度決算 8,521千円		
	10,000円 60,000円			
火葬場の維持管理及び運営費				
	平成17年度決算 126,653千円			
	平成18年度決算 125,556千円			
	平成19年度決算 127,836千円			
相違点と課題	火葬料金について、市内料金では熊本市の方が低額となっているが、市外では植木町の方が低額となっている。			

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 健康福祉部会

協議項目	各種福祉制度	小項目名	1 緊急通報体制等整備事業
------	--------	------	---------------

協議内容	緊急通報体制等整備事業の取扱いを検討する。
合併協議会協議結果 (調整方針)	熊本市の例に統一する。 ただし、合併前に植木町制度を利用している方については、5年間継続する。

制 度 比 較				
	熊 本 市		植 木 町	
市 町 別 内 容	1.対象者 概ね 65 歳以上の 1 人暮らし等の要援護高齢者		1.対象者 概ね 65 歳以上の1人暮らし等の要援護高齢者	
	2.機器の性能 簡単な操作で緊急事態を自動的に受信センターに通報することが可能な機器		2.機器の性能 簡単な操作で緊急事態を自動的に受信センターに通報することが可能な機器	
	3.協力員 対象者 1 人につき協力員2人（利用者が申請時に選任）		3.協力員 対象者 1 人につき協力員2人（利用者が申請時に選任）	
	4.システム概要 緊急通報装置を対象者宅へ設置し、熊本市管内 3 カ所の緊急通報センターに接続(民間 3 社へ委託)		4.システム概要 緊急通報装置を対象者宅へ設置し、委託先の 2 ヶ所の緊急通報センターに接続(民間 2 社へ委託)	
	5.費用の負担 徴収基準額により費用を負担		5.費用の負担 なし	
	6.機器の返還等 ・死亡したとき ・福祉施設に入所したとき ・3ヶ月以上病院等入院したとき。また、親族等の家に寄留するとき		6.機器の返還等 ・死亡したとき ・福祉施設に入所したとき ・3ヶ月以上病院等入院したとき。また、親族等の家に寄留するとき	
	平成 17 年度決算	78,186 千円	平成 17 年度決算	7,654 千円
	平成 18 年度決算	69,718 千円	平成 18 年度決算	6,569 千円
	平成 19 年度決算	66,113 千円	平成 19 年度決算	7,576 千円
相 違 点 と 課 題	①利用者の費用負担について 熊本市は装置の設置等費用の負担があるが、植木町は利用者の負担はない。 植木町では費用負担がないものの、装置を設置できる台数に限りがあり、現在は 155 台を貸与している。 常に待機者(約 30 名)がいる状態である。			
	②既存する装置(利用者 155 名)分については、業者と話し合いが整い次第、熊本市制度に変更する。(買取費用等が発生する。)			

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 健康福祉部会

協議項目	各種福祉制度	小項目名	2 障がい者社会参加促進事業
協議内容	合併後、事業をどう取り扱うか。 福祉タクシー券交付事業の取扱いをどうするか。		
合併協議会 協議結果 (調整方針)	熊本市の例に統一する。		

制 度 比 較		
	熊 本 市	植 木 町
市 町 別 内 容	障がいがあり、日常生活等に支障のある方に、様々なサービスを提供することで、障がい者の積極的な社会参加を促進する目的で実施している。 ○主な実施事業 ・運転免許取得費助成 限度額 10 万円 平成 19 年度決算 800 千円 ・身障者自動車改造費助成 限度額 10 万円 平成 19 年度決算 1,099 千円 ・心身障害者への福祉タクシー券の交付 平成 19 年度決算 66,979 千円 ・おでかけバス券・乗車券制度 平成 19 年度決算 177,493 千円 ・手話通訳者の庁内への配置 平成 19 年度決算 7,787 千円 ・手話奉仕員派遣 平成 19 年度決算 4,962 千円 ・要約筆記者派遣 平成 19 年度決算 1,623 千円	重度の障がいがあり、日常生活に支障のある方に外出の際の移送を支援することで社会参加を促進する。 ○主な実施事業 ・福祉タクシー券の交付 対象者：身体障害者手帳 1 級・2 級 ：療育手帳 A1・A2 タクシー料金の 2 割を助成 (ただし、町指定のタクシー業者に限る) - 平成 19 年度福祉タクシー券交付者数 148 名 平成 19 年度決算 708 千円 ・コミュニケーション支援事業 (手話通訳者派遣・要約筆記者派遣) 平成 19 年度決算 81 千円
相 違 点 と 課 題	おでかけバス券・乗車券制度については、植木町には制度がない。熊本市と同様の取扱いにする方向で検討していくが、バス事業者等との協議が必要である。 福祉タクシー券の交付事業については、助成内容等に相違がみられるため、調整が必要である。また、福祉タクシー運営協議会等との協議が必要である。	